

平成 2 9 年 9 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第41号

平成29年度射水市一般会計補正予算（第2号）

議案第42号

平成29年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第43号

平成29年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第44号

平成29年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第45号

平成29年度射水市病院事業会計補正予算（第1号）

以上5議案については、別途説明につき説明省略

議案第 4 6 号

射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(説 明)

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

農地利用最適化のための事務が必須となり、農業委員会会長及び委員の月額報酬額に「農地利用最適化事業分 月額 3 7, 0 0 0 円以内で市長が別に定める額」を追加するもの。

2 施行期日

平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日

議案第 4 7 号

平成 2 8 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説 明)

当年度純利益	2 4 5, 1 1 4, 5 7 7 円	…… (A)
前年度繰越利益剰余金	3 1 6, 6 2 5 円	…… (B)
その他未処分利益剰余金変動額	1 1 3, 0 0 0, 0 0 0 円	…… (C)
当年度未処分利益剰余金	3 5 8, 4 3 1, 2 0 2 円	…… (D)
((A) + (B) + (C))		

利益剰余金処分額【剰余金処分計算書（案）】

資本金	1 1 3, 0 0 0, 0 0 0 円
減債積立金	7 4, 0 0 0, 0 0 0 円
建設改良積立金	1 7 1, 0 0 0, 0 0 0 円
計	3 5 8, 0 0 0, 0 0 0 円 …… (E)

この結果、平成 2 9 年度へ繰越しする利益剰余金 ((D) - (E))

4 3 1, 2 0 2 円

(剰余金の処分等＝地方公営企業法第 3 2 条)

議案第 48 号

平成 28 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説 明)

当年度純利益	357,595,116 円	…… (A)
前年度繰越利益剰余金	647,556 円	…… (B)
その他未処分利益剰余金変動額	255,493,043 円	…… (C)
当年度未処分利益剰余金	613,735,715 円	…… (D)
((A)+(B)+(C))		

利益剰余金処分額【剰余金処分計算書 (案)】

資本金	255,493,043 円	
減債積立金	358,000,000 円	
計	613,493,043 円	…… (E)

この結果、平成 29 年度へ繰越しする利益剰余金 ((D)-(E))

242,672 円

(剰余金の処分等＝地方公営企業法第 32 条)

報告第 8 号

専決処分の報告について

(説 明)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
5	平成 29 年 6 月 29 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 200,000 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成 29 年 1 月 15 日 場 所 射水市鏡宮弥生地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
6	平成29年6月29日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 723,858円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 除雪車による車両及び人身事故 発生日 平成29年1月24日 場 所 射水市上野地内
7	平成29年7月18日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 70パーセント 相手方 30パーセント 損害賠償額 市 70,286円 相手方 26,851円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 救急車と相手方車両の接触事故 発生日 平成28年10月21日 場 所 射水市寺塚原地内
8	平成29年8月1日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 30パーセント 損害賠償額 市 22,492円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 救急車と相手方車両の接触事故 発生日 平成29年4月13日 場 所 射水市沖塚原地内
9	平成29年8月1日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 8,640円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 家屋評価時壁面汚損事故 発生日 平成29年5月24日 場 所 射水市作道地内

報告第 9 号

平成28年度射水市健全化判断比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく射水市の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.10)	— (17.10)	10.7 (25.0)	102.6 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第10号

平成28年度射水市資金不足比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく射水市水道事業会計、射水市下水道事業会計及び射水市病院事業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(％)
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	資金不足額なし

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20.0％

報告第11号

平成28年度射水市継続費精算報告について（一般会計）

（説 明）

庁舎整備事業費（平成25年度から平成28年度までの4か年度）及び防災対策費（防災行政無線整備）（平成26年度から平成28年度までの3か年度）を継続事業として施行してきたが、当該継続年度が終了したので、議会に精算報告するもの（地方自治法施行令第145条第2項）。

1 庁舎整備事業費

事業費	5,908,926,000円
支出済額	5,908,925,781円
不用額	219円

支出済額の内訳

工事等区分	支出済額(円)	契約の相手方
監理業務委託	39,022,560	(株)佐藤総合計画 代表取締役 細田雅春
建築主体工事	4,271,400,000	佐藤工業・牧田組・高田建設 射水市庁舎新築（建築主体） 工事共同企業体 代表者 金子政史
電気設備工事	669,384,000	北陸電気工事・開進堂射水市 庁舎新築（電気設備）工事共 同企業体 代表者 源友明
機械設備工事	920,160,000	菱機工業・富山空調電設・丸 芳工業射水市庁舎新築（機械 設備）工事共同企業体 代表者 大野賢治
電柱移設工事	40,257	北陸電力(株)高岡支社 営業部長 川本吉伸
ケーブルテレビ伝送路 物件移転工事	6,804	射水ケーブルネットワーク (株) 代表取締役社長 川井和夫
外構付帯工事	56,160	射水工業(株) 代表取締役 吉田寛之
付帯工事	8,856,000	佐藤工業(株)北陸支店 執行役員支店長 金子政史
合 計	5,908,925,781	

継続費設定可決の日 平成25年3月19日
 継続費変更可決の日 平成25年8月 5日
 継続費変更可決の日 平成26年6月 2日
 継続費変更可決の日 平成29年3月17日

2 防災対策費（防災行政無線整備）

事業費 1,080,275,000円
 支出済額 1,080,274,753円
 不用額 247円

支出済額の内訳

工事等区分	支出済額(円)	契約の相手方
デジタル防災行政無線 整備工事	1,072,714,753	西日本電信電話(株)富山支店 支店長 山本泰三
デジタル防災行政無線 整備工事施工監理業務委託	7,560,000	(株)東海システム設計北陸営 業所 所長 川端竜美
合 計	1,080,274,753	

継続費設定可決の日 平成26年12月19日
 継続費変更可決の日 平成29年 3月17日

報告第12号

平成28年度射水市継続費精算報告について（水道事業会計）

（説明）

水道施設総合コントロールシステム更新事業は、平成27年度から平成28年度までの2か年度にわたる継続事業として施行してきたが、当該継続年度が終了したので、議会に精算報告するもの（地方公営企業法施行令第18条の2第2項）。

水道施設総合コントロールシステム更新事業

事業費	256,500,000円
支出済額	247,514,400円
不用額	8,985,600円

支出済額の内訳

工事区分	支出済額（円）	契約の相手方
水道施設総合コントロールシステム更新工事	247,514,400	㈱東芝北陸支社 支社長 木山泰

継続費設定可決の日 平成27年3月17日

継続費変更可決の日 平成28年3月18日

報告第 13 号

平成 28 年度射水市継続費精算報告について（下水道事業会計）

（説 明）

海老江雨水ポンプ場整備事業（土木工事）は、平成 26 年度から平成 27 年度までの 2 か年度にわたる継続事業として施行してきたが、当該事業が終了したので、議会に精算報告するもの（地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項）。

海老江雨水ポンプ場整備事業（土木工事）

事業費	560,900,000 円
支出済額	551,763,360 円
不用額	9,136,640 円

支出済額の内訳

工 事 等 区 分	支 出 済 額 (円)	契約の相手方
海老江雨水ポンプ場 本体土木工事	545,823,360	竹沢建設・四方組射水公共下水道事業海老江雨水ポンプ場本体土木工事共同企業体 代表者 竹沢由之
海老江雨水ポンプ場 本体土木重点施工監理 業務委託	5,940,000	㈱国土開発センター富山支店 射水営業所 所長 横堀邦一
合 計	551,763,360	

継続費設定可決の日 平成 26 年 3 月 20 日

報告第14号

平成28年度射水市継続費精算報告について（病院事業会計）

（説 明）

診療棟耐震化整備事業は、平成25年度から平成28年度までの4か年度にわたる継続事業として施行してきたが、当該継続年度が終了したので、議会に精算報告するもの（地方公営企業法施行令第18条の2第2項）。

診療棟耐震化整備事業

事業費	4,014,000,000円
支出済額	4,005,837,720円
不用額	8,162,280円

支出済額の内訳

工事等区分	支出済額(円)	契約の相手方
射水市民病院増改築 (建築主体) 工事	2,653,258,680	前田建設工業・北海工業射水市民病院増改築(建築主体) 工事 共同企業体 代表者 山田尚成
射水市民病院増改築 (電気設備) 工事	508,123,800	菅原電気・イカダ電設射水市民病院増改築(電気設備) 工事 共同企業体 代表者 高橋修
射水市民病院増改築 (機械設備) 工事	758,282,040	菱機工業・富山空調電設・織田射水市民病院増改築(機械設備) 工事 共同企業体 代表者 大野賢治
射水市民病院増改築 監理業務委託	55,423,440	(株)山下設計 代表取締役社長 田中孝典
駐車場撤去工事	1,814,400	(有)肥田建設 代表取締役 肥田晴久
焼却炉洗浄・浄化槽 撤去工事	17,820,000	菱機工業・富山空調電設・織田射水市民病院増改築(機械設備) 工事 共同企業体 代表者 大野賢治
来院者駐車場整備工事	1,296,000	(有)日新道路建設 代表取締役 新道清志
仮設バス待合所設置工事	2,970,000	北海工業(株) 代表取締役 石村正男

仮設車寄せ設置工事	3, 8 6 6, 4 0 0	前田建設工業・北海工業射水市 民病院増改築（建築主体）工事 共同企業体 代表者 高田勝
仮設風除室撤去工事	2, 9 8 2, 9 6 0	前田建設工業(株)北陸支店 執行役員支店長 山田尚成
合 計	4, 0 0 5, 8 3 7, 7 2 0	

継続費設定可決の日 平成26年2月 6日

継続費変更可決の日 平成27年6月26日

認定第 1 号

平成 28 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号

平成 28 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号

平成 28 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号

平成 28 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(以上 4 件の認定について一括説明)

(決算＝地方自治法第 233 条)

(単位：円)

会 計 名		予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	収支差引残額
一 般 会 計		47,954,733,553	45,245,906,629	43,833,089,000	1,412,817,629
特 別 会 計	国民健康保険事業	10,003,134,000	9,638,487,191	9,517,221,790	121,265,401
	後期高齢者医療事業	1,921,631,000	1,947,727,134	1,915,630,926	32,096,208
	介護保険事業	8,957,594,000	8,949,561,024	8,615,818,180	333,742,844
	小 計	20,882,359,000	20,535,775,349	20,048,670,896	487,104,453
合 計		68,837,092,553	65,781,681,978	63,881,759,896	1,899,922,082

備考

- 1 一般会計の収支差引残額 1,412,817,629 円には、繰越明許費に係る繰越財源 429,932,876 円を含むので、実質収支額は 982,884,753 円となる。

認定第 5 号

平成28年度射水市水道事業会計決算認定について

(説 明)

当年度水道事業収益	2, 0 9 7, 9 7 8, 5 9 7 円	…… (A)
当年度水道事業費用	1, 8 5 2, 8 6 4, 0 2 0 円	…… (B)
差引当年度純利益	2 4 5, 1 1 4, 5 7 7 円	
((A) - (B))		

(決算＝地方公営企業法第30条)

認定第 6 号

平成28年度射水市下水道事業会計決算認定について

(説 明)

当年度下水道事業収益	3, 9 4 3, 8 6 3, 6 4 8 円	…… (A)
当年度下水道事業費用	3, 5 8 6, 2 6 8, 5 3 2 円	…… (B)
差引当年度純利益	3 5 7, 5 9 5, 1 1 6 円	
((A) - (B))		

(決算＝地方公営企業法第30条)

認定第 7 号

平成28年度射水市病院事業会計決算認定について

(説 明)

当年度病院事業収益	3, 3 7 2, 0 1 3, 6 4 8 円	
当年度病院事業費用	4, 9 3 3, 5 9 7, 2 1 7 円	
差引当年度純損失	1, 5 6 1, 5 8 3, 5 6 9 円	
当年度未処理欠損金	3, 8 5 8, 0 7 5, 9 9 5 円	…… (A)

欠損金処理額【欠損金処理計算書】

0 円 …… (B)

この結果、平成29年度へ繰越しする欠損金 ((A) - (B))

3, 8 5 8, 0 7 5, 9 9 5 円

(決算＝地方公営企業法第30条)

